**平成２６年（フ）第４８号**
沖縄県那覇市首里久場川町２丁目96番地　久場川市営住宅６―503
債務者　安里　光枝
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで　那覇地方裁判所民事第３部

**平成２５年（フ）第４６号**
山形県新庄市沼田町３番４号
債務者　加藤　健一
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　山形地方裁判所新庄支部

**平成２６年（フ）第３２号**
茨城県小美玉市羽鳥799番地
債務者　三村　　豊
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所

**平成２６年（フ）第４２号**
茨城県笠間市平町2171番地２　ポチたまハウスＣ号
債務者　中村　道代
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所

**平成２５年（フ）第２５９号**
茨城県牛久市田宮２丁目50―１、住民票上の住所茨城県つくば市谷田部4774番地１　２棟107号
債務者　野津　裕喜
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２６年（フ）第１９号**
茨城県つくば市吾妻４丁目12番地１　110棟201号
債務者　宍戸　房子（旧姓埴原）
1　決定年月日時　平成26年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

**平成２５年（フ）第３０９号**
茨城県筑西市倉持803番地１
債務者　山口　芳江
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第３０号**
茨城県坂東市猫実1258番地７
債務者　飯田　勝彦
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第３４号**
茨城県結城市みどり町２丁目２番地６　ヴァンベール結城Ｂ―105
債務者　髙山　和真
1　決定年月日時　平成26年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　水戸地方裁判所下妻支部

**平成２６年（フ）第１５号**
群馬県みどり市東町花輪264番地
債務者　石原　正巳
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　前橋地方裁判所桐生支部

**平成２６年（フ）第２６号**
新潟市西区青山３丁目２番12号　コーポ青山101、前住所新潟市西区平島777番地１　リバーサイド吉川
債務者　吉田　弘之
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第３６号**
新潟市東区船江町１丁目48番12号
債務者　喜多　輝美
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　新潟地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第４９号**
静岡県賀茂郡松崎町松崎444番地の２　弘山荘アパート２号室
債務者　岡田　優子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　静岡地方裁判所下田支部

**平成２６年（フ）第８号**
三重県津市久居東鷹跡町185番地１　レオパレスフラットタカト108
債務者　濱口　泰志
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　津地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第１９号**
三重県鈴鹿市一ノ宮町1911番地　レオパレスＰＥＡＲＬⅡ109号
債務者　大崎　洋明
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　津地方裁判所破産係

**平成２６年（フ）第７号**
三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和6373番地１
債務者　金子　誠司
1　決定年月日時　平成26年３月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　津地方裁判所熊野支部

**平成２５年（フ）第３０８号**
大津市大石中４丁目７―６、住民票上の住所大津市苗鹿１丁目12番23号　サニーヴィラ壱番館　101号
債務者　近藤美沙子
1　決定年月日時　平成26年３月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで　大津地方裁判所民事部